

貯めトクサービス規約

2023年10月1日実施

関西電力株式会社

I 総 則

1 適 用

当社が、当社の供給区域（滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県〔一部を除きます。〕、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部）内の場所において、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（以下「受給契約要綱」といいます。）にもとづき低圧で受電する電気について、お客さまが再エネ発電設備を用いて自ら消費する電力を除いた電力を当社に供給（供給される電力を「余剰電力」といい、当該余剰電力で供給される電力量を「余剰電力量」といいます。）し、当該余剰電力量について当社が需給契約の該当料金等を適用して算定した金額をお客さまにお支払いするサービス（以下「貯めトクサービス」といいます。なお、当社が需給契約の該当料金を適用して算定した金額をお支払いすることについて、お客さまが余剰電力を当社に供給されることをもって当社が当該余剰電力をお預かりしたものとみなし、当社が当該余剰電力量に需給契約の該当料金を適用して算定した金額をお支払いすることをもって当該余剰電力をお返ししたものとみなします。また、余剰電力量にかかる非化石価値については当社にすべて帰属するものとしたします。）を行うときの貯めトクサービス利用料等その他の条件は、この貯めトクサービス規約（以下「本規約」といいます。）によります。

2 適用条件

次のいずれにも該当するお客さまで、本規約の適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。ただし、本規約にもとづくサービス契約を廃止された後 1 年に満たないお客さまについては、本規約を適用いたしません。

- (1) 当社が別に定める料金表のはぴe タイム、はぴe タイムR、時間帯別電灯、季時別電灯 P S、なっトクでんき、e おとくプラン、e スマート 10、withU-NEXT でんき（withU-NEXT でんき（Gセット）を含みます。）または withポイント でんきにより当社と需給契約を締結していること。
- (2) (1)の需給契約を締結している需要場所と同一の発電場所において、(1)の需給契約について受給契約要綱により当社と電力受給契約を締結していること。ただし、太陽光発電設備の受電に係る電力受給契約で、固定価格買取制度にもとづく電力受給契約の契約期間満了以降固定価格買取制度にもとづく電力受給契約以外の電力受給契約を締結しているものに限りません。
- (3) 需給契約と電力受給契約が同一名義であること。
- (4) 当社が電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により提供するサービスのうち、当社が指定するものを利用されること。

3 サービス規約の変更

- (1) 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、貯めトクサービス利用料等その他の条件は、変更後のサービス規約によるものといたします。
- (2) 当社が別に定める電気供給条件（以下「供給条件」といいます。）および料金表（以下これらを総称して「供給条件等」といいます。）の変更もしくは制定ならびに受給契約要綱の変更により、本規約を変更する必要性が生じた場合は、当社は、変更または制定を行った供給条件等および受給契約要綱の内容をふまえ、本規約を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、貯めトクサービス利用料等その他の条件は、変更後のサービス規約によるものといたします。
- (3) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、本規約を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、貯めトクサービス利用料等その他の条件は、変更後のサービス規約によるものといたします。

4 定 義

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

なお、本規約において用いる用語は、別に定めのない限り、供給条件等および受給契約要綱に定める意味によるものといたします。

- (1) 貯めトクBOX容量
当社がお預かりする電力量の上限値をいいます。
- (2) 貯めトクBOXお預かり電力量
余剰電力量のうち、貯めトクBOX容量と需給契約の料金の算定期間における使用電力量のいずれか小さい方をこえない部分をいいます。
- (3) 買取電力量
余剰電力量のうち、貯めトクBOXお預かり電力量をこえる部分をいいます。

5 単位および端数処理

本規約において貯めトクサービス還元額等を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 余剰電力量、貯めトクBOX容量、貯めトクBOXお預かり電力量および買取電力量の単位は、1キロワット時といたします。
- (2) 貯めトクサービス還元額等の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

6 実施細目

本規約に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

7 サービス契約の申込み

お客さまが新たにサービス契約を希望される場合は、あらかじめ本規約を遵守することを承認のうえ、貯めトクサービスにかかる次の事項を明らかにして、当社が指定する方法で申し込んでいただきます。

- (1) 当社との需給契約の内容
- (2) 当社との電力受給契約の内容
- (3) サービスプラン
- (4) 貯めトクサービス還元額の振込先口座等の必要事項

8 サービス契約の成立および契約期間

- (1) サービス契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 新たにサービス契約が成立した場合は、サービス契約が成立した日からサービス契約が成立した日以降最初に到来する4月の検針日の前日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、サービス契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

9 サービス契約の単位

当社は、1発電場所における1電力受給契約について、1サービスプランによる1サービス契約を締結いたします。

10 貯めトクサービスの開始

当社は、お客さまのサービス契約の申込みを承諾した場合には、貯めトクサービスの開始日を定め、必要な手続きを経たのち、貯めトクサービスを開始いたします。

なお、貯めトクサービスの開始日は、原則としてサービス契約が成立した日の直後のお客さまの需給契約の検針日または固定価格買取制度にもとづく電力受給契約の契約期間満了日のいずれか遅い方といたします。

11 承諾の限界

当社は、法令、需給契約の料金の支払状況（既に消滅しているものを含む需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）等の理由により、サービス契約の申込みをお断りすることがあります。

Ⅲ 貯めトクサービス利用料および貯めトクサービス還元額

12 サービスプラン

本規約におけるサービスプランは、次のとおりといたします。

なお、次の1サービスプランを適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として貯めトクBOX容量の減少をともなうサービスプランの変更はできません。

- (1) 貯めトクサービスS
- (2) 貯めトクサービスM
- (3) 貯めトクサービスL

13 貯めトクBOX容量

貯めトクBOX容量は、サービスプランごとに次のとおりといたします。

サービスプラン	貯めトクサービスSの場合	貯めトクサービスMの場合	貯めトクサービスLの場合
貯めトクBOX容量	50キロワット時	150キロワット時	制限なし

14 貯めトクサービス利用料

当社は、サービスプランごとに1月につき次に定める貯めトクサービス利用料を、お客さまに支払っていただきます。

サービスプラン	貯めトクサービスSの場合	貯めトクサービスMの場合	貯めトクサービスLの場合
1契約につき	800円 00銭	2,350円 00銭	5,000円 00銭

15 貯めトクサービス還元額

- (1) 当社は、本規約によって算定された貯めトクサービス還元額をお客さまに支払うものとし、貯めトクサービス還元額は、その1月の余剰電力量にもとづきイによって算定された電気料金充当額とロによって算定された買取額の合計といたします。

イ 電気料金充当額は、需給契約の契約種別に応じ、その1月の貯めトクBOXお預かり電力量にもとづき次によって算定された金額といたします。ただし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニに準じて算定された金額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニに準じて算定された金額を加えたものといたします。

なお、貯めトクBOXお預かり電力量にはその1月のお客さまの使用電力量に対する料金適用上の電力量区分のうち料金率の高い順序で料金率をそれぞれ適用いたします。

(イ) はぴeタイムとして電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{電気料金充当額} &= \text{はぴeタイムの各時間帯区分ごとの使用電力量} \\ &\quad \text{1キロワット時当たりの料金率} \\ &\quad \times \text{はぴeタイムの各時間帯区分ごとの使用電力量} \\ &\quad \text{に対する貯めトクBOXお預かり電力量} \end{aligned}$$

この場合、昼間時間（デイタイム）における使用電力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量のうち、夏季に使用された電力量にははぴeタイムの昼間時間（デイタイム）における使用電力量1キロワット時当たりの夏季料金率を、その他季に使用された電力量にははぴeタイムの昼間時間（デイタイム）における使用電力量1キロワット時当たりのその他季料金率を、生活時間（リビングタイム）における使用電力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量には、はぴeタイムの生活時間（リビングタイム）における使用電力量1キロワット時当たりの料金率を、夜間時間（ナイトタイム）における使用電力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量には、はぴeタイムの夜間時間（ナイトタイム）における使用電力量1キロワット時当たりの料金率を、それぞれ適用いたします。また、はぴeプラン（全電化住宅割引）の適用を受ける場合は、はぴeタイムの各時間帯区分ごとの使用電力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量に適用する料金率は、次の算式によって算定された料金率といたします。

なお、次の算式によって算定された料金率の単位は、1銭とし、その端数は、四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} &\text{はぴeタイムの各時間帯区分ごとの使用} \\ &\quad \text{電力量1キロワット時当たりの料金率} \quad \times \quad 0.9 \end{aligned}$$

(ロ) はぴeタイムRとして電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{電気料金充当額} &= \text{はぴeタイムRの各時間帯区分ごとの使用電} \\ &\quad \text{力量1キロワット時当たりの料金率} \\ &\quad \times \text{はぴeタイムRの各時間帯区分ごとの使用電} \\ &\quad \text{力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量} \end{aligned}$$

この場合、昼間時間（デイタイム）における使用電力量に対す

る貯めトクBOXお預かり電力量のうち、夏季に使用された電力量にははぴeタイムRの昼間時間（デイトタイム）における使用電力量 1 キロワット時当たりの夏季料金率を、その他季に使用された電力量にははぴeタイムRの昼間時間（デイトタイム）における使用電力量 1 キロワット時当たりのその他季料金率を、生活時間（リビングタイム）における使用電力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量には、はぴeタイムRの生活時間（リビングタイム）における使用電力量 1 キロワット時当たりの料金率を、夜間時間（ナイトタイム）における使用電力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量には、はぴeタイムRの夜間時間（ナイトタイム）における使用電力量 1 キロワット時当たりの料金率を、それぞれ適用いたします。また、電化割引の適用を受ける場合は、はぴeタイムRの各時間帯区分ごとの使用電力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量に適用する料金率は、次の算式によって算定された料金率といたします。

なお、次の算式によって算定された料金率の単位は、1 銭とし、その端数は、四捨五入いたします。

$$\begin{array}{l} \text{はぴeタイムRの各時間帯区分ごとの使用} \\ \text{電力量1キロワット時当たりの料金率} \end{array} \times 0.95$$

(ハ) 時間帯別電灯として電気の供給を受ける場合

$$\begin{array}{l} \text{電気料金充当額} = \text{時間帯別電灯の各時間帯区分ごとの使用電力} \\ \text{量1キロワット時当たりの料金率} \\ \times \text{時間帯別電灯の各時間帯区分ごとの使用電力} \\ \text{量に対する貯めトクBOXお預かり電力量} \end{array}$$

この場合、昼間時間における使用電力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量のうち、230 キロワット時をこえる部分については時間帯別電灯の昼間時間における使用電力量230キロワット時をこえる 1 キロワット時当たりの料金率を、90 キロワット時をこえ230キロワット時までの部分については時間帯別電灯の昼間時間における使用電力量 90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの料金率を、最初の 90 キロワット時までの部分については時間帯別電灯の昼間時間における使用電力量最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの料金率を、夜間時間における使用電力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量には、時間帯別電灯の夜間時間における使用電力量1キロワット

時当たりの料金率を，それぞれ適用いたします。

(二) 季特別電灯 P S として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{電気料金充当額} &= \text{季特別電灯 P S の各時間帯区分ごとの使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たりの料金率} \\ &\quad \times \text{季特別電灯 P S の各時間帯区分ごとの使用電} \\ &\quad \text{力量に対する貯めトク B O X お預かり電力量} \end{aligned}$$

この場合，ピーク時間における使用電力量に対する貯めトク B O X お預かり電力量には，季特別電灯 P S のピーク時間における使用電力量 1 キロワット時当たりの料金率を，オフピーク時間における使用電力量に対する貯めトク B O X お預かり電力量のうち，230 キロワット時をこえる部分については季特別電灯 P S のオフピーク時間における使用電力量 230 キロワット時をこえる 1 キロワット時当たりの料金率を，90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの部分については季特別電灯 P S のオフピーク時間における使用電力量 90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの料金率を，最初の 90 キロワット時までの部分については季特別電灯 P S のオフピーク時間における使用電力量最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの料金率を，夜間時間における使用電力量に対する貯めトク B O X お預かり電力量には，季特別電灯 P S の夜間時間における使用電力量 1 キロワット時当たりの料金率を，それぞれ適用いたします。

(ホ) なったくでんきとして電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{電気料金充当額} &= \text{なったくでんきの各電力量区分ごとの使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たりの料金率} \\ &\quad \times \text{なったくでんきの各電力量区分ごとの使用電} \\ &\quad \text{力量に対する貯めトク B O X お預かり電力量} \end{aligned}$$

この場合，貯めトク B O X お預かり電力量のうち，300 キロワット時をこえる部分についてはなったくでんきの使用電力量 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時当たりの料金率を，120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの部分についてはなったくでんきの使用電力量 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの料金率を，15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの部分についてはなったくでんきの使用電力量

15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの料金率を，それぞれ適用いたします。

なお，貯めトクBOXお預かり電力量のうち，最初の 15 キロワット時までの部分がある場合は，当該部分について電気料金充当額の算定の対象といたしません。

(ハ) e おとくプランとして電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{電気料金充当額} &= \text{e おとくプランの各電力量区分ごとの使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たりの料金率} \\ &\quad \times \text{e おとくプランの各電力量区分ごとの使用電} \\ &\quad \text{力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量} \end{aligned}$$

この場合，貯めトクBOXお預かり電力量のうち，300 キロワット時をこえる部分については e おとくプランの使用電力量 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時当たりの料金率を，180 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの部分については e おとくプランの使用電力量 180 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの料金率を，最初の 180 キロワット時までの部分については e おとくプランの使用電力量最初の 180 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの料金率を，それぞれ適用いたします。また，ガスセット割引の適用を受ける場合は，e おとくプランの各電力量区分ごとの使用電力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量に適用する料金率は，次の算式によって算定された料金率といたします。

なお，次の算式によって算定された料金率の単位は，1 銭とし，その端数は，四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} &\text{e おとくプランの各電力量区分ごとの使用} \\ &\quad \text{電力量 1 キロワット時当たりの料金率} \quad \times \quad 0.98 \end{aligned}$$

(ト) e スマート 10 として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{電気料金充当額} &= \text{e スマート 10 の各時間帯区分ごとの使用電力} \\ &\quad \text{量 1 キロワット時当たりの料金率} \\ &\quad \times \text{e スマート 10 の各時間帯区分ごとの使用電力} \\ &\quad \text{量に対する貯めトクBOXお預かり電力量} \end{aligned}$$

この場合，昼間時間（デイトイム）における使用電力量に対す

る貯めトクBOXお預かり電力量には、eスマート10の昼間時間（デイトタイム）における使用電力量1キロワット時当たりの料金率を、生活時間（リビングタイム）における使用電力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量のうち、夏季に使用された電力量にはeスマート10の生活時間（リビングタイム）における使用電力量1キロワット時当たりの夏季料金率を、その他季に使用された電力量にはeスマート10の生活時間（リビングタイム）における使用電力量1キロワット時当たりのその他季料金率を、夜間時間（ナイトタイム）における使用電力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量には、eスマート10の夜間時間（ナイトタイム）における使用電力量1キロワット時当たりの料金率を、それぞれ適用いたします。また、ガスセット割引の適用を受ける場合は、eスマート10の各時間帯区分ごとの使用電力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量に適用する料金率は、次の算式によって算定された料金率といたします。

なお、次の算式によって算定された料金率の単位は、1銭とし、その端数は、四捨五入いたします。

$$\begin{array}{l} \text{eスマート10の各時間帯区分ごとの使用} \\ \text{電力量1キロワット時当たりの料金率} \end{array} \quad \times \quad 0.98$$

(f) withU-NEXT でんきとして電気の供給を受ける場合

$$\begin{array}{l} \text{電気料金充当額} = \text{withU-NEXT でんきの各電力量区分ごとの使用} \\ \text{電力量1キロワット時当たりの料金率} \\ \times \text{withU-NEXT でんきの各電力量区分ごとの使用} \\ \text{電力量に対する貯めトクBOXお預かり電力量} \end{array}$$

この場合、貯めトクBOXお預かり電力量のうち、300キロワット時をこえる部分についてはwithU-NEXT でんきの使用電力量300キロワット時をこえる1キロワット時当たりの料金率を、120キロワット時をこえ300キロワット時までの部分についてはwithU-NEXT でんきの使用電力量120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの料金率を、15キロワット時をこえ120キロワット時までの部分についてはwithU-NEXT でんきの使用電力量15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの料金率を、それぞれ適用いたします。

なお、貯めトクBOXお預かり電力量のうち、最初の15キロワット時までの部分がある場合は、当該部分について電気料金充当

額の算定の対象といたしません。

(リ) with ポイント でんきとして電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{電気料金充当額} &= \text{with ポイント でんきの各電力量区分ごとの} \\ &\quad \text{使用電力量 1 キロワット時当たりの料金率} \\ &\quad \times \text{with ポイント でんきの各電力量区分ごとの} \\ &\quad \text{使用電力量に対する貯めトク BOX お預かり} \\ &\quad \text{電力量} \end{aligned}$$

この場合、貯めトク BOX お預かり電力量のうち、300 キロワット時をこえる部分については with ポイント でんきの使用電力量 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時当たりの料金率を、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの部分については with ポイント でんきの使用電力量 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの料金率を、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの部分については with ポイント でんきの使用電力量 15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの料金率を、それぞれ適用いたします。

なお、貯めトク BOX お預かり電力量のうち、最初の 15 キロワット時までの部分がある場合は、当該部分について電気料金充当額の算定の対象といたしません。

ロ 買取額は、その 1 月の買取電力量にもとづき次によって算定された金額といたします。

$$\text{買取額} = \text{買取電力量} \times \begin{array}{l} \text{当社が別に定める再生可能エネルギー} \\ \text{発電設備からの電力受給に関する} \\ \text{料金表に定める料金単価} \end{array}$$

(2) 需給契約の契約種別の変更により供給条件 19 (料金の算定) (1)ロに該当する場合で、変更後の契約種別が 2 (適用条件) (1)に定める契約種別となるときは、電気料金充当額は、変更後の契約種別で「1 月」契約したものとして算定いたします。この場合、余剰電力量の算定においては、23(サービス契約の消滅)(2)ハにかかわらず、サービス契約の消滅とみなしません。

なお、この場合の貯めトク BOX お預かり電力量は、4 (定義) (2)にかかわらず、余剰電力量のうち、変更後の契約種別に応じ次の値をこえない部分といたします。

イ 変更後の契約種別がなっトクでんき， e おとくプラン， withU-NEXT
でんきまたは withポイント でんきの場合

(イ) 貯めトクサービスSの場合

50 キロワット時と， 次によってえられる値のいずれか小さい方

$$\frac{\text{契約種別の変更があった日からその直後の検針日の前日までの期間の使用電力量} \times 30}{\text{契約種別の変更があった日からその直後の検針日の前日までの日数}}$$

(ロ) 貯めトクサービスMの場合

150 キロワット時と， 次によってえられる値のいずれか小さい方

$$\frac{\text{契約種別の変更があった日からその直後の検針日の前日までの期間の使用電力量} \times 30}{\text{契約種別の変更があった日からその直後の検針日の前日までの日数}}$$

(ハ) 貯めトクサービスLの場合

次によってえられる値

$$\frac{\text{契約種別の変更があった日からその直後の検針日の前日までの期間の使用電力量} \times 30}{\text{契約種別の変更があった日からその直後の検針日の前日までの日数}}$$

なお， (イ) から (ハ) の各式によってえられる値の単位は， 1 キロワット時とし， その端数は， 四捨五入いたします。また， 貯めトクBOXお預かり電力量について料金適用上の各電力量区分ごとに料金率を適用するにあたっては， (イ) から (ハ) の各式によってえられた値をその1月のお客さまの使用電力量とみなした場合の各電力量区分ごとの使用電力量を， 各電力量区分ごとの料金適用上の電力量の上限といたします。

ロ 変更後の契約種別がはぴeタイムRまたはeスマート10の場合

(イ) 貯めトクサービスSの場合

50 キロワット時と， 各時間帯区分ごとに次によってえられる値の合計のいずれか小さい方

$$\frac{\text{契約種別の変更があった日からその直後の検針日の前日までの期間の各時間帯区分ごとの使用電力量} \times 30}{\text{契約種別の変更があった日からその直後の検針日の前日までの日数}}$$

(ロ) 貯めトクサービスMの場合

150 キロワット時と、各時間帯区分ごとに次によってえられる値の合計のいずれか小さい方

$$\frac{\text{契約種別の変更があった日からその直後の検針日の前日までの期間の各時間帯区分ごとの使用電力量} \times 30}{\text{契約種別の変更があった日からその直後の検針日の前日までの日数}}$$

(ハ) 貯めトクサービスLの場合

各時間帯区分ごとに次によってえられる値の合計

$$\frac{\text{契約種別の変更があった日からその直後の検針日の前日までの期間の各時間帯区分ごとの使用電力量} \times 30}{\text{契約種別の変更があった日からその直後の検針日の前日までの日数}}$$

なお、(イ)から(ハ)の各式によってえられる値の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、四捨五入いたします。また、貯めトクBOXお預かり電力量について料金適用上の各電力量区分ごとに料金率を適用するにあたっては、各時間帯区分ごとに(イ)から(ハ)の各式によってえられた値を各時間帯区分ごとの料金適用上の電力量の上限といたします。

- (3) 当社が供給条件等を変更し、需給契約の料金に変更があった場合の貯めトクサービス還元額は、変更後の需給契約の料金に応じ(1)イに準じて算定された電気料金充当額と(1)ロによって算定された買取額の合計といたします。

16 貯めトクサービス利用料および貯めトクサービス還元額の適用開始の時期

貯めトクサービス利用料および貯めトクサービス還元額は、10（貯めトクサービスの開始）に定める貯めトクサービスの開始日から適用いたします。

17 貯めトクサービス利用料および貯めトクサービス還元額の算定期間

貯めトクサービス利用料および貯めトクサービス還元額の算定期間は、需給契約における前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、サービス契約が消滅した場合で、消滅日から新たなサービス契約が成立しないときの貯めトクサービス利用料および貯めトクサービス還元額の算定期間は、需給契約における直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

なお、貯めトクサービス利用料および貯めトクサービス還元額はその算定期間を「1月」として算定いたします。

18 貯めトクサービス利用料の支払義務および支払期日

- (1) お客様の貯めトクサービス利用料の支払義務は、お客様の需給契約の支払義務発生日と同じ日に発生いたします。ただし、サービス契約が消滅した場合で、消滅日から新たなサービス契約が成立するときは、需給契約における当月の検針日に発生いたします。
- (2) お客様の貯めトクサービス利用料は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

19 貯めトクサービス利用料の支払方法

- (1) 貯めトクサービス利用料は、お客様の需給契約の料金の支払方法と同じ支払方法により、お客様の需給契約の料金とあわせて支払っていただきます。この場合、需給契約の料金が当社に支払われた日と同じ日に、当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (2) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、貯めトクサービス利用料を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(1)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

20 貯めトクサービス還元額の支払方法および支払期日

貯めトクサービス還元額は、お客様が指定する金融機関口座へ当社が口座振替手続きを行うことによって支払います。

なお、お支払いは、貯めトクサービス還元額の算定期間の初日が属する月の翌々月の15日までといたします。ただし、貯めトクサービス還元額の算定期間の初日が属する月の翌々月の15日が休日に該当する場合は、お支払いは、その直前の日曜日または休日でない日までといたします。

IV 契約の変更および終了

21 サービス契約の変更

お客さまがサービス契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たにサービス契約を希望される場合に準じます。ただし、需給契約の契約種別を変更する場合で、サービスプランの変更を行わないときは、7（サービス契約の申込み）によらず、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

22 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでサービス契約の適用を受けていたお客さまの当社に対するサービス契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き同様のサービス契約の適用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

23 サービス契約の消滅

- (1) お客さまがサービス契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) サービス契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日を含む貯めトクサービス利用料および貯めトクサービス還元額の算定期間の終期に消滅するものといたします。

なお、サービス契約の消滅日までにお客さまから当社との電力受給契約の廃止の申込みがない場合は、当該消滅日から、当社が別に定める再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する料金表を新たに適用するものといたします。

イ サービス契約は契約期間満了日をもって消滅するものといたします。

この場合には、当社は、契約期間満了日の翌日をサービス契約の消滅日といたします。

ロ 24(解約等)によって、当社がサービス契約を解約した場合は、解約日にサービス契約は消滅するものといたします。

ハ お客さまがサービス契約とあわせて適用を受けている需給契約を廃止しようとする場合は、需給契約の消滅日といたします。

24 解約等

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、サービス契約を解約することがあります。

- (1) お客さまが需給契約の料金および貯めトクサービス利用料を支払期日を

さらに 20 日経過してなお支払われない場合

- (2) 2（適用条件）に定める要件を満たさない場合
- (3) お客様がその他供給条件等，受給契約要綱および本規約に反した場合で，当社がその旨を警告しても改めないとき。

25 サービス契約消滅後の債権債務関係

サービス契約期間中の貯めトクサービス利用料および貯めトクサービス還元額の債権債務は，サービス契約の消滅によっては消滅いたしません。

附 則

1 実施期日

本規約は、2023年10月1日から実施いたします。

2 貯めトクサービス還元額の特別措置

(1) 2023年9月の検針日から2024年1月の検針日の前日までの期間における、15（貯めトクサービス還元額）(1)イに規定する電気料金充当額における、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニに準じて算定される金額の加減については、平均燃料価格が27,100円以下の場合、(4)によって算定された金額を差し引くものとし、平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、(4)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(2) 燃料費調整単価

2023年9月の検針日から2024年1月の検針日の前日までの期間において使用される電気に適用する燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円以下の場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \frac{(27,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{供給条件別表2(燃料費調整)(2)の基準単価}}{1,000} \\ &\quad + (3) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \frac{(\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{円}) \times \text{供給条件別表2(燃料費調整)(2)の基準単価}}{1,000} \\ &\quad - (3) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(3) 特別措置の燃料費調整単価

イ 最低料金を設定している契約種別の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

最 料 低 金	1 契約につき 最初の 15 キロ ワット時まで	52 円 50 銭
電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット 時につき	3 円 50 銭

ロ イ以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 円 50 銭
-------------	----------

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定している契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。